

米国・中国知的財産権訴訟判例解説 (第16回)

中国における創造性判断

~組み合わせによる容易想到性は全体的に 判断しなければならない~

欧瑞康公司、国家知識産権局 上訴人(原審第三者、原審原告)

越剣公司 被上訴人 (原審被告)

河野特許事務所 所長・弁理士 河野 英仁

1. 概 要

創造性(日本の進歩性に相当)に関しては専利法第22条第3項に「創造性とは、現有技術に比べて、その発明が格別の実質的特徴及び顕著な進歩を有し、その実用新型が実質的特徴及び進歩を有することをいう」と規定されている。

この創造性判断の過程において、発明技術方案を不当に複数の現有技術を簡単に積み重ねたと 理解することを避けなければならず、それによって発明の創造性高度を過小評価するまたは「後 知恵」となることを避けなければならない。

本事件では技術要素の組み合わせに特徴のある発明について、北京知識産権法院は単なる組み合わせに過ぎないと判断¹したが、最高人民法院は技術的課題から組み合わせるための動機付けはないとして北京知識産権法院の判決を取り消した²。

2. 背景

(1) 特許の内容

欧瑞康公司は、「偽撚り変形機」と称する特許200810175661.2号(661特許)を所有している661特許は2008年7月25日に国家知識産権局に出願され2013年8月28日に登録された。争点となった請求項1は以下のとおりである。

【請求項1】

複数のマルチ糸糸線を変形するのに用いられる偽撚り変形機において、

^{1 2019}年5月24日北京知識産権法院判決 (2018) 京73行初787号

^{2 2020}年12月28日最高人民法院判決 (2020) 最高法知行終279号